

大正十一年六月十七日  
6.17  
6.17

御前  
一五〇

せしむるに之れナル故に工場に絶對に二雇傭関係  
 ナレば遂に解雇も亦等文給の新解ナレト之強  
 更ニ七日坊坊田今先二西各ハ工場主 存之ヲ申込  
 之工場主ハ工場之関係一切ノ決ハ工場主ト  
 解雇スルハ 秋迄迄有テ 決ハ工場主ト  
 於是 工場主側ニ 二名ノ代表者ヲ 工場主  
 存之ニ之レハ之ニ工場主ニ 結局 亦亦全額ヲ 拒絶  
 職工全額解雇ニ 工場主側 亦亦全額ヲ 拒絶  
 之亦七日 亦亦関係 中ニ 彼等全額 職工全額  
 存之ニ之レハ之ニ 結局 亦亦全額 拒絶  
 主ニ之レハ之ニ 結局 亦亦全額 拒絶  
 之ハ之レハ之ニ 結局 亦亦全額 拒絶

請願書長

大正十一年六月十二日

(兵庫縣)

堀田工場の労働争議ノ件

首題工場ハ 経営困難ノ故ニ 本月十日工場閉鎖ヲ發表シ  
 職工之人数 約百十五名(工場五段層 備修工四〇名)ヲ 解雇シ  
 之職工側ハ 日本労働組合同盟 兵庫支部 存之ヲ 申込  
 當ニ 西本村人(事務主任) 五段層 備修工 十名  
 庶大兄 常備職工以外ハ 工場ト 雇傭関係ナク 従テ 解雇  
 手立ニ 給ハ 義助ナレバ 同業ヲ 申込 職工側ハ 七名ノ 職工  
 代表者ヲ 選出シ 之ニ 工場主ニ 直接交渉ヲ 開始シ 左記事項  
 ヲ 内容トシ 懇切 交渉ヲ 提せり

附 録